

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
工事計画の届出に係る行政相談
2. 日時：令和5年7月25日（火）10：15～10：25
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、小舞管理官補佐、
島田安全審査官、荒井安全審査専門職、安澤技術参与
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部統括管理室 次長 他1名
大洗研究所 高速実験炉部 次長 他3名
5. 要旨
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、
原子炉出力制御方式の追加に係る工事計画の届出に関するこれまでの経緯の
説明、および届出の取扱いに関する行政相談があった。
○行政相談の内容は、自動文字起こし結果を参照。
6. 配布資料
資料1：独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）
原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の工事計画
の変更の届出（平成21年2月23日）
資料2：独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）
原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の工事計画
の変更の届出（平成29年3月29日）
資料3：高速実験炉原子炉施設の原子炉設置変更届出の取下げについて（平成29
年4月27日）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	言えば、今日は7月25日です、ヒアリングじゃなくて行政相談ですね、(2)出てきた、許可とか、
0:00:12	工事計画届け出の関係でご相談があると、ということですので、まずはその辺の話聞いてどうっていのを考えてみたいと思います。はい。
0:00:26	じゃあ伺ってもよろしいですか。
0:00:30	はい。すみません。現職の高松です。はい。今日資料三つ用意させていただいています。はい。一つ目が、平成21年2月23日出した。
0:00:44	工事計画の変更も続けていくという形で、一番最後見ていただくと、この設置変更の総合18っていうやつなんですけども、照射用実験装置の追加と、原子力附属成績方式の3日後に、
0:01:01	ていうふうに今後の工事計画がありまして、その変更届を当時出しています。
0:01:08	次に二つ目の資料へ移っていただいて、こちらはですね、平成29年の3月29日に提出した。
0:01:20	届け出になっています。これは今後、今、審査いただいている新規制基準適合の、
0:01:28	許可申請をした時にですね、この真ん中変更の理由を見ていただくと書いてあるんですけども、この申請の中で、原子炉出力制御方式の追加の内容を削除する金。
0:01:43	ということをしています。なのでこの申請に合わせて、この工事計画から当該工場削除するということで、工事計画の変更を提出させていただきました。最後最後見ていただくと、取得制御方式の追加という項目が、
0:02:01	なくなっているのがご覧いただけるかと思います。一方で、そのあと、三つ目の資料になりますけれども、こちら文面の通りになるんですけども。
0:02:16	届け出は出しちゃうんですけども。
0:02:19	許可で内容を削除しているので、計画いらんんじゃないか、前項の続きでやらないんじゃないかという話があって、
0:02:29	当時取り下げたものになっています。
0:02:33	ということで、一応工事計画の変更の届け出は終わってったのかなあと思ったところが、
0:02:41	あったんですけども、一方で、先日の話で、データの燃料装荷量の件ですね、届け出変えるべきものと、
0:02:52	そうでないものがあるという話があったので、あれそれ考えると、これってやっぱ届け出がこの許可のタイミングでいるのかなと思ったので、改めてちょっとご相談というか、お話を。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	聞いていただきたいなと思ったところです。俵の説明は以上です。
0:03:12	はい、わかりましたご説明いただきありがとうございますちょっと復唱的な感じで確認をしますけども、事実関係ですね、まず、
0:03:24	1 個目の資料を見ますと、工事期間を未定にする届け出をまずやりましたってことですよね。ひところ、これが平成 21 年の話で。
0:03:37	だからもともとあった工事計画はきっと期限が入ってたんでしょね。これ未定にしたんですよね。
0:03:43	時期未定にしました。
0:03:45	はい。これはいいですよ。怖かった。はい。
0:03:49	で、そのあと、
0:03:51	平成 29 年 3 月 29 日というのは皆さんが申請の許可を出された時の話でして、その時に許可と同時に、
0:04:02	この工事の計画から、制御棒の自動制御の話を削除した。
0:04:12	ということですよ。そうっすね。
0:04:18	はなぜ削除したかって言ったら、新規制の許可の中で、もうこの自動制御はやめる内容で申請を出していて、皆さん、許可を受けたけどもやらないから、
0:04:32	工事として発生しないので取り下げた。
0:04:34	多分これでよかったんじゃないのかなと思うんですけど、そんなのがちょっとなかなか微妙で、3 個目が何か 1 ヶ月後ぐらいですよ 4 月の 27 日に、
0:04:46	さらに土肥下げてるんですよ。これを届け出を取り下げてるんですよ。そうですね。はい。そうそう、届け出を取り下げてるから。
0:04:59	そうすると 3 月町はこれが有効なんですよ。届けをつけちゃったっていうのは、うちは受けてるんですよ。設置してるんですよ。
0:05:09	物件は受理してないっていう感じでございまして皆さんに返してもらってらったら返してもらったんですよ。わかりました。じゃあ、
0:05:18	受け取っていないことになって、その 2 回目の届け出は、今はその向こうっていうか、出てないことに、
0:05:26	であります。今どういう状態にあるかっていうと、
0:05:31	1 個目の状態なわけですね、未定って状態になってるんですよ。ここから変更はしていない。そうですね。
0:05:39	平成 20 年というのは 2008 年。
0:05:44	今後、平成 21 年に 1 回届け出を出して、未定にしたままなので、生協法出力制御方式の追加という工事は、現在は未定のままになっている。
0:05:55	これで合ってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:57	IMARK-IIっていう、またはその取り下げのところで、内容を削除したことをもって、この項目自体が、遠地たつてというのが、一応、当時の解釈です。
0:06:11	当時っていうのは当時の新型ロッカーの担当官がそう解釈したと。
0:06:19	聞いてこの取り下げを出したと聞いてますはいすいませんってことはよ。当時の行政庁の判断は何にもしなくても、
0:06:30	工事の、
0:06:31	計画から消えてなくなるのではないか。
0:06:36	という判断ですね。
0:06:38	そうですね。
0:06:41	なんかそういうのもあるのかもわかんないですけど、やっぱこの実弟来届け出によって変更するものなので、
0:06:51	許可を出したから消えてなくなるもんじゃないしまして今の許可ってまだ許可してないから。
0:06:56	生きてますから、減資前の許可が有効なはずなんですよね。
0:07:01	だからそうすると工事も当然発生するはずで、聞いてなくなるってことは多分ない。多分何か、我々の行政考えてないんですよ。
0:07:11	で、届け出である工事計画が、許可と、
0:07:17	許可とともに発生するのは出てくる時なんですよね。出てくる時に、最初の設置変更許可形でもいいんですけどそのあと変更許可でも、
0:07:27	工事を伴う場合は、同時に工事計画が出ちゃうんですね、それ許可として出ちゃうんですけど、そのあと変更するのは届け出しができないですよ、これ。うん。
0:07:37	一緒ですねっていうことなので、やっぱりこれを変更しようとする、
0:07:44	最も確からしいのは、足はどうかわかんないけど、今委員会にかかるであろう許可が、
0:07:51	決定されると、その決定をもって初めてその制御棒の自動制御のお話が、
0:07:58	今日から消えてなくなるわけですね。そこ、中身としてなくなるわけですね。中身としてなくなって、
0:08:04	その事実をもって 30 日以内に工事を抹消するための工事計画を届けるってことなんじゃないかなと思いますけども。
0:08:14	そういう考えで皆さんと相違ないですか。
0:08:18	先日の末岡常務の行政相談の内容を踏まえると、そういうことなんだろうなと思ったので、本日まで相談したいと言った次第です。わかりました。
0:08:33	であれば、今のようなりとりで、うん。今のような許可の変更の事実をもって、その工事がなくなったことが小さく確定するので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:47	工事計画の変更を届け出てもらうってことですね。ただ2回目の状態になるんですね、2回目に届け出てもらってるこの小児用実験装置の追加だけが残って、その次にあったものは消えてなくなるっていうそういう届け出が出てくるってことですね、出力制御方式の追加っていうの。
0:09:06	そうですね。儘田委員。はい。うん。平成29年に出したやつを、もっぺん出し直すイメージ図って言ってます。はい。
0:09:16	わかりました。そういうことで、と思いますけど、何かで消化の行政官の方はどうしたらいいか、補足を。
0:09:25	そうですね。大丈夫、これは私もだって、はい。出してもらう。だから多分出してもらうときには、7号と一緒に出してもらっていいのかって一本で出してもらっていいのかなって思って、わざわざ分けるわけ人じゃないと思うんで、届け出として、
0:09:44	表紙は分けなくて一緒に分けるわけじゃないですか。ちょっとうちの坪井会長はじめさせてもらったらありがたいです。そうなんです。じゃあ、
0:09:56	朝5時レーン。
0:09:59	ふうん。電話をするってことですね。いや、なんか皆さんが事務手続き上一方のほうがいいのかなと思ったんですけど、もう動いてるんで。そうですか。いや。
0:10:12	いや、ちょっともう、そっち2回文科省におかなくちゃいけなくなっちゃいますからね。事務手続き上することが実際存在してて、そうすると届け出人が行くと2回出すとそれだけなんですよ。
0:10:24	可能な限り、可能な限り、
0:10:28	輸送、
0:10:33	ハイヤー、とりあえず一緒にするか、分けてくるかは、お諮りしますが、ともかくいずれ今日の話聞いたところですよ。やはり、許可の事実をもって変更の工事計画の変更届け出は要るだろうっていうのが我々の見解ですんで、今後協会等ですね、おそろくないと。はい。これで終わりです。はい。
0:10:53	ありがとうございます。行政相談としてはこれでもよろしいですね。特に何かついていくことなければ、はい。
0:11:01	行政相談で終了いたしますありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。